

第51回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年12月20日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 12月20日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 第 46号議案 | 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例について |
| 日程第 2  | 第 47号議案 | 法律の委任による市道の基準等を定める条例について  |
|        | 第 48号議案 | 河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について                       |
|        | 第 50号議案 | 水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例について                           |
| 日程第 3  | 第 49号議案 | 宍粟市かみかわ緑地公園条例について   |
| 日程第 4  | 第 51号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第 5  | 第 53号議案 | 宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について                                      |
| 日程第 6  | 第 54号議案 | 障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について                                 |
| 日程第 7  | 第 55号議案 | 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について  |
|        | 第 56号議案 | 宍粟市都市公園条例の一部を改正する条例について   |
|        | 第 57号議案 | 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第 8  | 第 58号議案 | 社会福祉法人に関する事務の委託について   |
| 日程第 9  | 第 59号議案 | 宍粟環境事務組合の解散について   |
|        | 第 60号議案 | 宍粟環境事務組合の解散に伴う財産処分について  |
| 日程第 10 | 第 62号議案 | 西はりま消防組合の設置について   |
| 日程第 11 | 第 63号議案 | 平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施につ   |

いて

- 日程第 1 2 第 64号議案 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 1 3 第 65号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
- 第 66号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 67号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第 68号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 69号議案 平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 1 4 請願第 2号 「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願
- 日程第 1 5 発議第 6号 宍粟市議会基本条例の一部を改正する条例について
- 発議第 7号 宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 発議第 8号 宍粟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 発議第 9号 宍粟市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 1 6 所管事務等調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 46号議案 介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例について
- 日程第 2 第 47号議案 法律の委任による市道の基準等を定める条例について
- 第 48号議案 河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 第 50号議案 水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例について
- 日程第 3 第 49号議案 宍粟市かみかわ緑地公園条例について
- 日程第 4 第 51号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5	第 53号議案	宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
日程第 6	第 54号議案	障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 7	第 55号議案	宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
	第 56号議案	宍粟市都市公園条例の一部を改正する条例について
	第 57号議案	宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 8	第 58号議案	社会福祉法人に関する事務の委託について
日程第 9	第 59号議案	宍粟環境事務組合の解散について
	第 60号議案	宍粟環境事務組合の解散に伴う財産処分について
日程第 10	第 62号議案	西はりま消防組合の設置について
日程第 11	第 63号議案	平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について
日程第 12	第 64号議案	市道路線の認定及び廃止について
日程第 13	第 65号議案	平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 66号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第 67号議案	平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 68号議案	平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 69号議案	平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 14	請願第 2号	「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願
日程第 15	発議第 6号	宍粟市議会基本条例の一部を改正する条例について
	発議第 7号	宍粟市議会委員会条例の一部を改正する条例について
	発議第 8号	宍粟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
	発議第 9号	宍粟市議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第 16	所管事務等調査	について

応 招 議 員 ( 2 0 名 )

出 席 議 員 ( 2 0 名 )

1 番 岸 本 義 明 議 員	2 番 寄 川 靖 宏 議 員
3 番 木 藤 幹 雄 議 員	4 番 秋 田 裕 三 議 員
5 番 東 豊 俊 議 員	6 番 福 嶋 齊 議 員
7 番 伊 藤 一 郎 議 員	8 番 岩 露 昭 美 議 員
9 番 藤 原 正 憲 議 員	1 0 番 大 倉 澄 子 議 員
1 1 番 實 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 山 下 由 美 議 員	1 4 番 岡 前 治 生 議 員
1 5 番 山 根 昇 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 大 上 正 司 議 員	1 8 番 西 本 諭 議 員
1 9 番 岡 崎 久 和 議 員	2 0 番 岡 田 初 雄 議 員

---

欠 席 議 員 な し

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 榎 谷 米 男 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 渉 君

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 田 路 勝 君	副 市 長 岩 崎 良 樹 君
教 育 長 小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一 宮 市 民 局 長 福 元 晶 三 君	波 賀 市 民 局 長 西 川 龍 君
千 種 市 民 局 長 阿 曾 茂 夫 君	企 画 総 務 部 長 清 水 弘 和 君
ま ち づ くり 推 進 部 長 西 山 大 作 君	市 民 生 活 部 長 岸 本 年 生 君
健 康 福 祉 部 長 秋 武 賢 是 君	産 業 部 長 前 川 計 雄 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長 平 野 安 雄 君
水 道 部 長 米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長 岡 崎 悦 也 君
総 合 病 院 事 務 部 長 広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長 幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） 皆さん、おはようございます。

御苦勞さまでございました。本日が12月定例会最終日でございます。よろしく御協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、教育委員会委員長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、平成24年度（平成23年度対象）宍粟市教育委員会点検・評価報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 第46号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第1、第46号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） おはようございます。

第46号議案の審査報告を行います。

平成24年12月3日に審査付託のありました第46号議案、介護保険法の委任による指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等の基準を定める条例については、12月4日に第14回民生生活常任委員会を招集し、審議を行いましたので、会議規則第104条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第46号議案については、「地域主権改革第一次一括法」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により介護保険法が改正され、宍粟市においても介護保険法等で定められていた事業者の指定に関する一部の事項や厚生労働省令で定められ

ていた介護サービスに係る基準を条例で定める必要があるものです。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第46号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第46号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第2 第47号議案～第50号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第47号議案、法律の委任による市道の基準等を定める条例についてから第48号議案、河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について及び第50号議案、水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例についての3議案を一括議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第47号議案、法律の委任による市道の基準等を定める条例について、第48号議案、河川法の委任による準用河川における河川管理施設等の構造の技術基準を定める条例について、第50号議案、水道法の委任による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例について、平成24年12月3日に審査付託のありました、第47号議案、第48号議案、第50号議案の3議案につきましては、12月4日に、第11回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

いずれの議案も地域主権改革一括法に伴い条例に委任された基準等を定めるものでございまして、それぞれ関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第47号議案は、市道の構造の技術基準や道路標識の基準などを定めるもので、国が示した参酌すべき基準どおりでございます。

第48号議案は、市の管理する準用河川を管理する上で、河川管理施設や河川区域内に設ける主な工作物の構造基準などを定めるもので、国の参酌すべき基準どおりとなっています。

第50号議案は、水道布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準等を定めるものであり、これについても国の参酌基準どおりでございます。

審査の結果、第47号議案、第48号議案、第50号議案の3議案については、いずれも適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第47号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第47号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第48号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第48号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第48号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第50号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第50号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

#### 日程第3 第49号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第3、第49号議案、宍粟市かみかわ緑地公園条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。



○産業建設常任委員長（小林健志君） 第49号議案、宍粟市かみかわ緑地公園条例について、平成24年12月3日に審査付託のありました、第49号議案、宍粟市かみかわ緑地公園条例については、12月4日に、第11回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第49号議案の内容としましては、旧神河中学校跡地で平成23年度から整備している公園が、平成25年3月末で完成する見込みとなったことから、設置及び管理の方法を条例で定めるものでございます。

審査の結果、第49号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、委員からは、公園の管理運営に当たっては、利用者の意見を聴取し、利便を図るよという意見や、公園管理人については、適切な人選をするよという意見がありましたので、申し添えます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第49号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第49号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第4 第51号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第51号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成24年12月3日に審査付託のありました第51号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、12月4日に第11回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第51号議案につきましては、平成24年度人事院勧告において、高年層における官民給与格差を是正するため、55歳を超える職員については、「特に良好な場合」に限り昇給を行い、標準の勤務成績では昇給しないこととする旨の勧告がなされました。

また、平成21年度に勧告されました自宅に係る住居手当の廃止勧告については、都市部との住宅事情の相違を考慮し、兵庫県と合わせる形で、月額1,600円の手当を支給しておりましたが、県人事委員会においても平成25年4月1日から廃止の勧告がなされたところであります。このような国・県の状況を受けて、当市においても国・県の制度に準拠するという基本的な考え方にに基づき、55歳を超える職員の昇給制度の変更と、自宅に係る住居手当の廃止を行い、職員給与の適正化に努めるための改正であります。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論をいたします。

兵庫県の人事委員会の示している2012年度の勧告の資料の最近の給与勧告の状況によりますと、2001年以降の本県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況であったことを反映して、平成16年、18年、19年、20年を除き、月例給または特別給の減額により年間給与が減少する勧告となっていますとあります。この間のデフレ不況は民間の給与が減り、それに連動して公務員給与も減るという悪循環になっています。そのことによって国内の消費が低迷し、景気を改善できない原因になっていると思います。この悪循環はどこかで断ち切らなければ、ますます景気悪化に繋がります。よって、本案は公務員給与の減額に繋がるものでありますから、反対するものであります。

○議長（岡田初雄君） 次に、賛成者の発言を許します。

18番、西本 諭議員。

○18番（西本 諭君） 第51号議案、宍粟市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正は、2条であります。一つ目の第11条条例に関しては、人事院勧告に基づき55歳を超える職員の昇給を抑制するというものであります。平成25年度における試算では、対象者は76名で約130万円程度の予算を抑制することができると考えられます。

また、二つ目の第18条条例に関しては、職員の住宅手当の1,600円を廃止するというものであり、対象者は病院を含む247名、約474万円程度を平成25年度予算から削減が可能です。

2条例で約600万円の削減が見込めるものです。昨今の厳しい財政状況を鑑みますと、職員が自ら身を切るという条例であります。したがって、賛成といたします。

以上、第51号議案に対しての賛成討論とさせていただきます。議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

第51号議案を採決いたします。

第51号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第51号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岡田初雄君） 起立多数であります。

第51号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第5 第53号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第53号議案、宍粟市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第53号議案について報告いたします。

「地域主権改革第二次一括法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正により、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格基準が市の条例に委任されたため、市の基準を定める必要があるものです。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第53号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第53号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第53号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第6 第54号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第54号議案、障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第54号議案について報告いたします。

「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改題するための改正が行われたことにより、法律の題名を引用している市の関係条例を改正するなどのものであります。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告がございませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第54号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第54号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第7 第55号議案～第57号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第55号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてから第57号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 第55号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について、第56号議案、宍粟市都市公園条例の一部を改正する条例について、第57号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について、平成24年12月3日に審査付託のありました、第55号議案から第57号議案までの3議案について、12月4日に、第11回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

これら3議案につきましても、地域主権改革一括法に伴い条例に委任された基準等を定めるものでございまして、それぞれ関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第55号議案は、公営住宅・共同施設の整備基準を国の参酌基準どおりに定め、入居収入基準は国の基準を参酌し、現行の子育て世代の基準を見直し、拡充するものでございます。

第56号議案は、都市公園の設置基準や公園施設の設置の基準等を定めるもので、

いずれも国の参酌基準どおりでございます。

第57号議案は、公共下水道の構造、技術上の基準や終末処理場の維持管理に関する基準を定めるもので、国の参酌基準どおりでございます。また、これにあわせて、条文中の古い表記を現在の正しい字句に訂正する改正も行っています。

審査の結果、第55号議案から第57号議案までの3議案につきましては、いずれも適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本3議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第55号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第55号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第56号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第56号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第57号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第57号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第8 第58号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第8、第58号議案、社会福祉法人に関する事務の委託についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第58号議案については、地方主権改革第二次一括法により「社会福祉法人法」が改正され、平成25年4月1日から社会福祉法人の許可等の事務が県から市に権限委譲されますが、事務を効率的に進めるために今までどおり県に事務を委託することができるようにするものです。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討



論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第58号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第9 第59号議案～第60号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第59号議案、宍粟環境事務組合の解散についてから第60号議案、宍粟環境事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの2議案を一括議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 第59号議案について報告いたします。

にしはりまクリーンセンターが平成25年4月1日から供用開始になることにより、宍粟環境事務組合を平成25年3月31日をもって解散するために構成市の議決を受けることになっているもので、解散後の整理事務は宍粟市が引き継ぐことになっております。審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第60号議案については、宍粟環境事務組合の解散に当たり財産処分をするために構成市の議決を受けることとなっているもので、残余財産は全て宍粟市に帰属され、姫路市は清算金を納付することになります。審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本2議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第59号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第60号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第10 第62号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第16(後刻訂正発言あり)、第62号議案、西はりま消防組合の設置についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していた

ものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第62号議案について報告いたします。

相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町の消防事務の共同処理を行うため、西はりま消防組合を設置するもので、設置に当たり規約を定め構成市町の議決を受けるとなっております。平成25年4月1日から事務の共同処理を開始するもので、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

ここで、おわびを申し上げたいと存じます。

先ほど私のほうから日程第10につきまして、日程第16と報告いたしましたが、日程10の間違いでございますので、御訂正をお願いしたいと思います。日程第10、第62号議案、西はりま消防組合の設置についてを議題でございます。よろしく申し上げます。

それでは、委員長報告に対する質疑を求めます。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第62号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第11 議第63号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第63号議案、平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第63号議案、平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について、平成24年12月3日に審査付託のありました第63号議案、平成24年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施については、平成24年12月4日に第11回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としましては、第63号議案は、農業災害補償法及び宍粟市農業共済条例の規定に基づき、農作物共済に平成21年度から23年度まで3カ年連続加入し、被害がなかった農家と被害が少なかった農家に対し無事戻し金を交付するものであります。今回の無事戻しは、水稻が800件、麦が3件該当となっております。

審査の結果、第63号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第63号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第12 第64号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第64号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長(小林健志君) 平成24年12月3日に審査付託のありました第64号議案、市道路線の認定及び廃止について、平成24年12月5日に第12回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、現地踏査を行い、慎重に審査をいたしました。

内容としまして、第64号議案は、現在市道である1路線を廃止、7路線を市道認定しようとするものでございます。

市内の5自治会より市道の新規認定要望がありました6路線につきましては、いずれも認定基準を満たしており、認定要件の道路幅員が不足する路線については、将来拡幅工事を行う際には用地提供をする同意の確約がなされております。

また、揖保川河川のかわまちづくり事業により一部区間が廃止になる市道については、一旦全線を廃止して、起点を変更して新たに認定することになります。

審査の結果、第64号議案につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第64号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第13 第65号議案～第69号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第13、第65号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から第69号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの5議案を一括議題といたします。

本5議案は、去る12月3日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年12月3日に審査付託のありました第65号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）の関係部分について、12

月4日に第11回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告を致します。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第65号議案につきましては、歳入においては、特別交付税の増額、国県支出金においては、スマートコミュニティ構想普及支援事業の補助採択による国庫補助金の増額並びに再生可能エネルギー等導入促進基金事業の補助採択による県補助金の増額を行うものであります。

また、諸収入では市町村振興宝くじ市町交付金としてサマージャンボ宝くじ配当金を計上しております。

市債では、合併特例事業債の確定により地域振興基金造成事業の増と、GIS統合整備事業の減で差し引き減額補正をするものであります。

歳出については、地域振興基金積立金の可能額の精査による増額、財産管理費で北庁舎の改修経費、支障電柱移設による移転、新規架設による光ケーブル工事費の増額、再生可能エネルギー等導入促進事業及び未来のふるさとモデル事業、それぞれ事業採択による事業費の増額補正をするものであります。

以上が今回の補正内容の主なものであり、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告をいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長（伊藤一郎君） 第65号議案の当委員会の関係部分について、報告いたします。

歳入の主なものとしては、生活保護費や障害者福祉サービス費の増加に伴い国県負担金の増額等が計上されております。

次に、歳出の主なものについては、特別会計の補正に伴う繰出金の精査、障害者自立支援に係る障害福祉サービス費の増額、入院患者の増加により生活保護費の医療扶助費の増額、ごみの収集業務委託料の入札減による減額、消防広域化に伴う準備経費の増額等が計上されております。全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第66号議案につきましては、一般・退職者療養給付費と高額療養費について本年度の見込みによりそれぞれ増減し、また前年度療養給付費等の確定による返還金の増額によるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたの

で、御報告申し上げます。

次に、第67号議案につきましては、新たな常勤医師の確保により人件費の増額と臨時医師の賃金を減額、また効率的な診療を行うため内視鏡の増設を計画しているもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第68号議案につきましては、介護認定ソフトの変更に対応するためシステムを改修する必要が生じたことによるもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第69号議案につきましては、医師や看護師の確保のために院内託児所の整備を計画しており、それに係る設計業務と文化財調査の委託料を増額するものです。財源は企業債と一般会計からの繰入金で充当することになっております。審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、小林健志議員。

○産業建設常任委員長（小林健志君） 第65号議案の産業建設常任委員会に関係する部分につきまして、12月4日に、第11回委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

産業部と土木部が所管する補正予算でございまして、関係する職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

事業の精査による補正で、主な内容は、緊急ため池整備事業費の増額、県営農免農道整備事業負担金の減額、採択見直しによる林業基盤整備事業費の減額、通学路緊急安全対策事業の追加等による補正でございまして。また、治山関連流末整備事業、河川水路新設改良事業は年度内完了が困難な状況であるため、繰越明許費の追加を行っています。

審査の結果、第65号議案の本委員会関係部分につきましては、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑・討論・採決は一部分割をして行います。

まず、第65号議案について、質疑ありますか。



(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、第65号議案について、討論を行います。

本議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第65号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第66号議案から第69号議案までの4議案について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、第66号議案から第69号議案までの4議案について、討論を行います。

本4議案に関しましては、討論の発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、第66号議案から第69号議案までの4議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第66号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第67号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第68号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第69号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第14 請願第2号

○議長（岡田初雄君） 日程第14、請願第2号、「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願を議題といたします。

請願は、去る12月3日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） 平成24年12月3日に審査付託のありました請願第2号、「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願について、12月4日及び17日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

委員会では、本請願の紹介議員であります山下由美委員を中心に質疑応答を行うとともに、子ども・子育て関連3法案（新システム）について、教育委員会の職員から概要の説明を受けて審査を実施したところであります。

委員からの主な意見としては、公が担ってきた保育が大きく後退する。新システムは保護者の就労の状況により、保育時間が決定され、一日の生活リズムの中での保育が保障されなくなることを懸念する。

あるいは、ほかの委員からは、新システムにより現行の保育・教育が極端に変わるものではなく、むしろ今まで以上に子育て支援を充実するための制度である。

あるいは、保護者の就労時間に応じて保育の必要量を決定することが問題であると言うが、就労時間で保育時間を決定することは合理的であり、本来、保育は親の務めである。また、財源にも限りがあり国も破綻を来してしまうのではないかとこのことを懸念する。

あるいは、この新システムは、何とか現状を改善しようとするものであり、一歩前へ踏み出そうとするものである。

あるいは、待機児童を解消するためのシステムであり、都市部においては、このシステムを前倒しで実施することにより、待機児童の解消が図れたという実績を報告されており、全体的に改善のためのシステムであるという意見。

あるいは、一方、関連三法は平成24年8月22日に公布されているが、具体的な制度設計は平成25年度以降であり、政権も交代する中で国においてどのような制度設計がなされるか不透明であること。また、財源についても消費増税に求めており、消費税の増税についても不明で財源によって市町村の支援内容も変わってくるなどが予想される。多分に流動的であることから、今後の推移を見ながら判断すべきではないか等々いろいろな意見が出されました。

審査の結果、賛成少数で請願を不採択とすべきものに決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。今、委員長からの報告があつて、るる委員の意見を述べられておりました。その中で、私、幾つか気になったんですけども、今回の新システムが今まで以上に子育て支援に繋がるというのか、よくする制度になっているというふうな意見が出たと。これについてはどういう根拠のもとに、そういうふうな意見が出たのか、お示し願いたい。

それと、もう一つ、保育は親の務めだというふうな、大変私から見れば時代錯誤も甚だしいなというふうな御意見だというふうに思います。保育所というのは、社会的になくってはならない存在であり、子育てそのものが社会的に行われるべき、いわゆる介護保険ができたときに、介護は子どもの責任ではなしに、社会全体で介護というのを考えていかなければならない、そういうふうな発想からできておるのと同じように、そういうことから考えますと、大変そういう発言が出ること自体、議員の認識としては大変寂しいものを感じるわけでありますけれども、そういう意見が出たことに対する議論というのはなかったのかどうか。

それと、もう一つは、最後でありますけれども、この新システムによって待機児童が解消された事例があるというふうにおっしゃられたわけでありますけれども、具体的にどういう自治体でこの新システムによって待機児童が解消された事例があるのか、そのあたり、わかりましたらお示し願えたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） まず、最初の根拠云々であります。このことにつきましては、関連三法の概要の説明がありまして、平成25年度に制度設計をするということ。最終的には、平成27年度に行うということ国の方針として本年8月22日に出されているというところに根拠があるわけであります。

それから、2番目の時代錯誤があるという発言でありましたけれども、そういう時代錯誤云々じゃなしに、それは、委員の1人の意見でありますから、何も悪いことも何も無いと思いますけれども。

また、国に保育を委ねるという考えは、もちろんそれも時代の流れとして正しい

かもしれませんが、何千年の歴史の中で人類が育んでいく中で、親が子どもを育てるといのは基本的には普遍的なものがあるわけですから、何もその意見を言われたから、それが時代錯誤というような認識をされること自体がおかしいんじゃないかと私は思います。

それから、都市部での事例、詳細な報告はありませんでしたけれども、一部そういうことは出ているという報告でありまして、詳細な報告は出ておりません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 委員長報告ですので、これ以上お聞きしても、そこで議論でされてないというふうなことは追求できないわけでありましてけれども、例えば、今回、大きな問題になっている待機児童の解消に繋がったというふうな事例があるとすれば、具体的な発言の根拠になる事例というのが具体的にどの自治体でどういうふうに行われたのかというふうなことは、その発言の裏づけというのを確認する必要があるんじゃないかなと思いますし、子育てということと、保育というふうなこととの区別、先ほど言いましたように、保育というのは子どもたちを社会で育てていこう、母親の就労が増えていく中で家庭の中ではなかなか難しくなっているような、そういう社会の変化の中で起きてきたものでありますから、あくまで個人の考えとして子育て、保育というのは、原則的には親がするものであるというふうなことを述べられるのは、それは仕方ないのかもしれませんが、保育というふうな社会福祉、児童福祉というもののにのっとった場合に、それをそのまま親が保育をすべきであるというふうなとらえ方というのは、議員としてはどうなのかなというふうなことを私は思いましたので、やはりそれぞれどういう意味合いで、その委員の方が発言されたのかなという、そういう背景も含めて私はつかんでいただきかけたなというふうに思いましたので、再度、そういうふうな背景がもしつかめておりましたらお答えいただけたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 委員長にお願いします。委員会で質疑、答弁等がありましたことのみ、御発言をお願いしたいと思います。

総務文教常任委員長、4番、秋田裕三議員。

○総務文教常任委員長（秋田裕三君） ただいまの質問であります、詳細なる審査はありません。

○議長（岡田初雄君） 以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本請願に関しましては、討論の発言通告がありますので、発言を許可します。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。請願第2号に対しての賛成討論を行いたいと思います。

同新システムは、都市部で大きな問題になっている保育所には入れない待機児童の解消を目的につくられたとされております。しかし、この制度には多くの問題点が指摘されております。その第1には、市町村の保育の実施義務がもとの児童福祉法の見地から見れば、大きく後退していることであります。

第2には、保育所建設や改修整備のために、これまで建設費の4分の3を国と市町村が負担してきた国庫補助制度が廃止されることであります。

第3には、これまで保育所の入所は市町村が受け付け、保護者の希望に基づいて入所先を決めておりました。しかし、新システムでは認可保育所については市町村の実施義務が残った関係で、保護者と市町村の契約になりますが、認定こども園の問題点としても指摘したように、原則として市町村は施設やサービス提供者や利用者には責任を負わなくなり、保護者とサービス提供事業者との直接契約の関係になります。

第4には、保護者の就労状況で保育時間を決める制度になっていることであります。保護者がパートタイム労働かフルタイムかなどによって短時間、長時間などの区分けをして、月単位で保育時間を制限されることになります。短時間と認定されれば、これまで受けられていた保育が受けられるなくなる、また認定を超えて保育を利用しようとするれば、自治体が延長保育事業で支援しない限り実費負担となることなど、保護者にも大きな影響を及ぼすことになります。

第5には、このような認定制度になれば、子どもの一日の生活リズムに基づく保育ができなくなる。短時間と認定された子どもが多ければ、保育所の経営が立ち行かないなど、保育の現場からも不安の声が上げられています。

第6には、宍粟市のような少子化の地域では、直接的には関係ないかもしれませんが、保育事業に株式会社などの営利企業の参入を認めていることであります。

そして、第7点目には、この新システムの導入が消費税の増税とセットになっていることであります。国民生活基礎調査によれば、子どものいる世帯の69.4%が生活が苦しいと答えています。その上、今年から来年にかけて子ども手当の廃止による支給額の引き下げに加え、年少扶養控除の廃止などによる増税などにより、可分

所得については大和総研の試算で2011年と比べた2015年時点での比較では、40歳以上の片働きの4人世帯の年収300万円では24万円以上、年収500万円では31万円以上減ることが明らかになっています。

このように多くの問題点を抱える新システムは実施すべきではありません。

よって、同請願は採択すべきものであると考えます。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 続いて、反対者の発言を許します。

5番、東 豊俊議員。

○5番（東 豊俊君） 請願第2号、「子ども・子育て関連法（新システム）」を実施しないように国に意見書提出を求める請願について、反対討論を行います。

本請願の趣旨には、まず、保育所の待機児童問題も深刻であり、認可保育所に入りたいという保護者の切実な願いはかなえられないとあります。

そして、新システムは、保護者の就労を基本に、保育の必要性と必要量を認定し、保護者に対して直接補助、個人給付をするものとあります。さらに、新システムでは、保育と幼児教育が殊さら区別されており、保育は乳幼児の成長と発達を継続的に保証するものではなくて、時間預かりの託児のように扱われると、こうあります。が、子ども・子育て関連法は、その概要を見る限りにおいては、認定こども園制度の改善。二つには、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設。三つには、地域の子ども・子育て支援の充実を示しています。

その内容を見ても、待機児童対策の推進として、認定こども園等のほか多様な保育の充実により、質を保ちながら保育を量的に拡大、また、子どもの数が減少傾向にある地域でも、小規模な保育の活用等により、子どもに必要な保育を提供とあります。施設型給付においては、保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付による構成が基本。

また、私立保育所については、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。地域型給付においては、小規模保育等を市町村による認可事業とし、地域型保育給付の対象として多様な施設の事業の中から、利用者が選択できるようになるとあります。

よって、この子ども・子育て関連法（新システム）を実施しないように、国に意見書提出を求める請願には反対をいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

請願第2号を起立により採決をいたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

お諮りします。

請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(岡田初雄君) 起立少数であります。

請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

日程第15 発議第6号～発議第9号

○議長(岡田初雄君) 日程第15、発議第6号、宍粟市議会基本条例の一部を改正する条例についてから、発議第9号、宍粟市議会会議規則の一部を改正する規則についてまでの4議案を一括議題といたします。

この際、提案者の議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、14番、岡前治生議員。

○議会運営委員長(岡前治生君) それでは、発議第6号から9号までの4議案に対する趣旨説明をさせていただきます。

今回の改正は、いずれも地方自治法の改正に伴い関係条例及び規則を改正しようとするものであります。

その詳細については、過日の議員協議会で説明し、御協議いただいておりますので、省略をさせていただきます。

議員各位の御賛同をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長(岡田初雄君) 議会運営委員長の説明は終わりました。

本4議案は、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

採決は分割して行います。

続いて、採決を行います。

発議第6号を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第7号を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第8号を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、発議第9号を採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

発議第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 所管事務等調査について

○議長（岡田初雄君） 日程第16、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続審査にしたい旨の申し出がそれぞれありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付託されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、第51回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会といたします。

長期間にわたりまして、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

第51回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

昨日は、風花の舞う中で戸倉スノーパークのシーズンが始まりました。本日はまた、千種スキー場の始まりのときでもあります。賑やかな声に雪山が包まれることを祈るばかりでございます。

冷たい風に襟を立てながら、一面を白く染めていく、ひとひらの雪を見ていると、言いようのない迫力すら感じます。

近くを流れる谷川のほとり、一本の柳の木が吹く風に身を任せながら揺れています。よく見ますと、その枝先に新しい命をつけています。自然は実にきちょうめんにその出番を育てていきます。幾度となく繰り返される営みではありますが、その都度、少し大きく、少し高く、その身を変えていきます。人もまた、そうありたいものでございます。

今期定例会は、12月3日に招集され、18日間の会期を経て、本日閉会となりましたが、この間審議されました案件は、地域主権改革一括法に関連する条例、かみかわ緑地公園条例など、条例制定、改正案件が11件、宍粟環境事務組合の解散、西はりま消防組合の設置などの一部事務組合関係案件、このことは時の流れに行政も新しい生き方を求めるものでございました。

さらには、平成24年度一般会計・特別会計補正予算5件など、重要な案件が提案され、慎重な審議の結果、可決されました。

あわせて、議員におかれましては、15名による一般質問がなされました。この間、田路 勝市長をはじめ行政当局には議員各位の質問を真摯に受けとめられ、御答弁いただきましたこと、まずもって感謝申し上げます。ありがとうございました。答弁いただきましたことが宍粟市発展の礎になることと期待を申し上げるところでございます。

また、地方自治法の改正に伴う議会基本条例、委員会条例、会議規則などの議会運営にかかわる条例、規則の改正についても、議会運営委員会による真摯な審議を経て、議員発議による可決されました。このことも議員自らがそのあり方を論じることとなりましたことは、大変喜ばしい限りでございます。

さて、御案内のとおり、16日に執行されました衆議院議員総選挙の結果、政権与党の民主党が大敗し、自由民主党が単独過半数を獲得しました。

開会の挨拶でも申しましたが、今回の選挙は混迷する社会情勢の中、これからの日本の進むべき道筋を判断する非常に重要な選挙でございました。

T P P（環太平洋パートナーシップ協定）や原子力発電所を含めた新しいエネルギー問題、人口減少時代を迎えたら社会保障制度や消費税問題等、直接国民の生活に影響を受けるものでございました。

新たな政権には国の将来のために10年、20年後を見据えた的確な決断と、あわせて、今ある課題に迅速な対応を望むところでございます。

平成24年も残すところわずかとなり、心は新しい年に向かっております。国と同様に、宍粟市もさまざまな行政課題を抱えておりますが、新しい年には宍粟市の将来像であります「人と自然が輝く みんなで創る 夢のまち」、この実現に向けた前向きで夢のある真剣な議論を二元代表制のもとで展開したいものであります。

とりわけ、新しい年は、市民の皆様はもとより、私どもにもまちづくりの思い、ひとしおの年でございます。

結びになりましたが、年の瀬を迎え、千種や波賀の山々は雪に覆われ、厳しい寒さの中で、宍粟市民は春を待つこととなりますが、宍粟市当局、議会ともども不断の努力の傾注を約束しながら、市民の皆様はもとより、当局、議員の皆様には、よいお年をお迎えになられることをお祈りし、言葉足りませんが、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○市長（田路 勝君） 第51回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたりまして、一言お礼なり、御挨拶を申し上げます。

年の瀬も押し迫り、今年もはや余すところ10日余りとなってまいりました。

今年は晩秋から急に冷え込みが厳しくなり、この10日には、早くもまとまった雪が降り、北部では50センチを超える積雪となりました。

ちくさ高原スキー場では、例年より早い15日から営業が開始され、昨日は播州戸倉スノーパークでもスキー場開きが行われ、今年の集客と、そして安全祈願を行ったところであります。

さて、去る16日には、第46回衆議院議員総選挙が行われました。今回の選挙では、経済、原発、エネルギー政策や消費税増税、憲法改正など、あわせて社会保障制度や地方交付税のあり方など、争点とされました。今後、政権が変わることにより、地方を取り巻く環境が大きく変化することが予想されることから、その動向を注意

深く見極める必要があると思っております。

今年1年を振り返り、過日、宍粟市10大ニュースを発表しておりますが、その中でも今年は読みにくいとされる宍粟市の地名を生かした知名度アップCMコンテストや宍粟のルーツを探る「宍粟学講座」のスタート、そして、宍粟ゆかりの黒田官兵衛の大河ドラマ化の決定など、宍粟市の歴史と文化を振り返る1年となりました。

この流れをさらに引き継ぎながら、来年の播磨国風土記編さん1300年へ繋ぎ、温故知新・温故創新の思いを持ってまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

12月3日に開会されました第51回宍粟市議会定例会も、岡田議長、岡崎副議長をはじめ議員の皆さんの御精励により今定例会に上程いたしました全議案につきまして、滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、特に、来年3月開園予定のかみかわ緑地公園条例などの条例制定及びにしはりまクリーンセンター稼働に向けて、宍粟環境事務組合の解散と財産処分や西はりま消防組合の設置並びに一般会計及び特別会計補正予算案件などについて御審議をいただき、御承認いただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

終わりになりましたが、議員の皆さんには御健勝にて、新年をお迎えをいただき、宍粟市の発展に向けて、より一層の御尽力を賜りますとともに、今後とも市政に対する議員各位の御理解と御支援、御協力をお願いいたしまして、閉会の御挨拶いたします。

ありがとうございました。

(午前10時53分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岡 田 初 雄

宍粟市議会議員 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 寄 川 靖 宏